

# カネミ油症新認定訴訟（控訴審）

## 法廷ニュース NO.10

カネミ油症被害者支援センター（YSC）

問い合わせ 090-9321-8607

控訴審では、2013年10月28日に第1回、12月16日に第2回の口頭弁論期日が開かれ、4人の原告が意見陳述を行い、裁判長へそれぞれの病状や体験、思いを直接訴えました。

原告全員に共通していることは、昭和43年頃、何気ない日常生活のなかで、PCBに汚染された毒入り油であることなど全く気付かずにカネミ油を食べてしまった為に、以後の人生を各々苦しんで生きてきたということです。これまでどの様な病気や症状で苦しんできたのか、今後どの様な症状が現れるのか分からない健康不安、子供を亡くした悲しみ、思うように働くことができず家族に申し訳ないとの思いを抱えながら生きてきたこと、次世代である子供たちへも続くという恐怖と申し訳なさ。

そして、4人全員が、第一審の判決で「除斥期間（20年）によって請求権がない」とした第一審（福岡地裁小倉支部）の判決に対する怒りを訴えました。

認定されるまでは「被害者ではない」として一切の救済を受けることができず、多額の医療費等も自身で負担してきました。しかし、やっと認定されても加害企業であるカネミ倉庫からは23万円の見舞金のみで、認定前にかかった医療費の補償も慰謝料等の支払いもありません。

そこで司法救済を求めて提起した本訴訟の第一審判決では、「請求権は昭和64年（平成元年）まで」とされたのです。多くの原告は平成16年以降に認定されました。原告らがやっと認定され、被害者であると認められた時にはすでに請求権はなかった、と言うのです。これは、どう考えても理不尽で不当な判決であると控訴審では直接裁判長へ訴えました。

いよいよ判決期日を迎えます。裁判長へ原告らの言葉が届いていることを信じたいと思います。どうぞ多くの皆さまの御支援・傍聴をお願い致します。原告らとともに判決を見守って下さい。

### 判決期日

日時：2月24（月）13時10分より

場所：福岡高等裁判所 5階 501号法廷

傍聴席100席の大法廷です。ご支援よろしくお願ひします！

裁判所への行き方：地下鉄：赤坂駅2番出口 徒歩4分、バス：警固バス停 徒歩6分

☆ 終了後に記者会見及び報告集会を開きます。

### 記者会見・報告集会

日時：2月24日（月）13時30分～15時00分

場所：福岡県弁護士会館（裁判所の裏です）第2会議室

（主なプログラム）1. 記者会見（原告・弁護団）

2. 判決の解説

3. 原告ら、弁護団、支援者 意見交換など